

特集号

*(2009.1)* 発 行

和歌山県環境生活部県民局 県民生活課 〒640-8585 和歌山市小松原通1 - 1 TEL(073)432-4111

「きのくに生活情報誌 くらしのとびら」はインターネットでもご覧いただけます http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html

## 地域で悪質商法から高齢者を守りましょう!

高齢者は、健康不安・経済不安・孤独感を抱えていると言われています。

そこにつけ込み、高齢者に優しい言葉で近寄り、不要な商品を市価より高額、大量に、次々 と契約させるといった悪質商法の相談が寄せられています。

高齢者はだまされたことに気づかなかったり、気づいても、恥ずかしい、また迷惑をかけたくないと思い、一人で悩みを抱え込むことが少なくありません。

このような状況の中、地域の人々がまず異変に気づき、相談機関につなぐことが重要です。

このような状況をみかけたら、

## 事例

見慣れない人物が出入りしている。

見慣れない段ボール箱や新しい商品を見つけた場合 粗品を配っているからと言って、会場に出かけている。 お金に困っている。 等



消費者被害にあっている場合が考えられるので、やさしく声をかけてみましょう。

消費生活サポーターが地域で見守り活動を行っています。

## 消費生活サポーターとは

消費生活サポーター養成講座を受講して、消費者問題についての基礎的な知識を習得 された方々です。悪質商法による被害の未然防止・拡大防止のため高齢者宅を訪問し

ての注意喚起、また地域や職場では消費生活の情報 提供や啓発活動を行っています。

平成20年度は5カ所でネットワーク会議を開催! 地域での連携を図るため、消費生活サポーターと 市町村職員が集まり、消費者問題の現状等について 意見交換を行いました。

